

働き方改革への取組を支援するため 「労働時間相談・支援班」 が訪問します



労務管理について、以下のようなことで悩みでは
ありませんか？

うちの会社の
労働時間制度は
こんままで
よかとかな…？

残業時間を減らしたかと思うけど、
どぎゃんすればよかと？

有給休暇をうまく使うには
どぎゃんすればよかと…？



労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」の班員が、個別に訪問して
以下の事項についてご説明するとともに、解決策をアドバイスします！
お気軽にご利用ください！窓口でもご相談に応じています！

「働き方改革関連法」（労働時間法制の見直し部分）の概要

時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般

法定労働時間や、36協定の締結の仕方（過半数代表者の選出方法など）、協定事項、協定に当たっての留意点などについてご説明します。

変形労働時間制など労働時間に関する制度の導入方法

業務の実態に応じた労働時間制度についてアドバイスするとともに、導入に当たって必要な書類の作成方法についてもご説明します。

労働時間の適正な把握

把握の対象となる労働者の範囲、労働時間の考え方やその把握方法などについてご説明します。

長時間労働の削減に向けた取組事例のご照会

年次有給休暇の付与・取得・管理

年次有給休暇の付与日数や取得・管理方法などについてご説明します。

時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金のご紹介

個別訪問のお申し込み先（裏面のFAXでも申し込めます）

人吉労働基準監督署（人吉市下薩摩瀬町1602-1）

労働時間相談・支援班 0966-22-5151

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

労働時間相談・支援班 個別訪問申込書

(FAX 0966 - 22 - 5152)

令和 年 月 日

人吉労働基準監督署
労働時間相談・支援班 御中

事業場所在地

事業場名称

担当部署名

電話番号

労働時間相談・支援班の個別訪問を利用したいので申し込みます(1)。

申込み 企業の	業 種	
	労働者数	人
	主な業務内容	
	訪問希望日	月 日 (上旬・中旬・下旬)
説明等を 希望する 事項 (2)	働き方改革関連法(労働時間法制の見直し)の内容 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般 変形労働時間制など労働時間に関する制度の導入方法 労働時間の適正な把握 長時間労働の削減に向けた取組事例 年次有給休暇の付与・取得・管理 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金 その他 ()	

1 個別訪問は、労働時間相談・支援班員が訪問し、上記の事項について説明及びアドバイスを実施するものです。法人、個人事業主を問わずご利用可能です。行政指導等ではありませんので、お気軽にご利用ください。

2 希望される事項の に「レ」を記入してください。

個人情報の取扱いについて

本紙に記入された個人情報については、労働時間相談・支援班の個別訪問申込みの把握のみに利用し、他の転用等第三者へ提供することはありません。

問い合わせ先：人吉労働基準監督署 労働時間相談・支援班
：0966 - 22 - 5151